

# 昭和二十三年

(時 言)

昭和二十二年は、幼稚園にとつて、最も記念さるべき年であつた。学校教育法によつて、學校體系におけるその位置と、その目的と教育目標とが定められた。この、制度上の確立についで昭和二十三年は、何がなされるべきであらうか。

幼稚園義務制は、教育刷新委員会で、その希望意志が採擇せられている。これも昭和二十二年初頭のことであつた。しかし、それには実施の時期までは示されていないし、また、現下の我國の諸情勢において、その急速を求めるには困難がある。しかも此の要望はたゞその實現の日を待つばかりでなく、實現への熱意關心の強化増進と、及び、實現への實質的準備とに、不斷の努力が拂いゆかれなければならないことである。そして、これは幼児教育への一般の關心と、幼稚園の實際の普及とにかならない。

その中、幼稚園の普及については、戦災幼稚園の復舊にも、新幼稚園の設置にも、財政的、また資材的多大の障碍を免れ難いが、その勇敢なる克服は既に隨處に示されつゝある。それが、一段の進歩を擧げるべ

きは、昭和二十三年への大いなる期待でなければならない。

幼児教育に對する一般の關心と熱意とについては、理想的にいえば、その決して高からぬを遺憾とすることも久しい。しかし一般文運の向上と、社會情勢の展開とによつて、この點の進歩向上は著しい。現に、幼稚園入園希望者の激増は、この事實を證して明かである。しかも 未だ決して充分といえないものがあり、殊に、我子のために幼児期の教育の必要を感じても、全國の幼児に適切なる幼稚園教育を備えることの必須が、強く感ぜられるに到つていない憾みがある。こゝに、われらの一層の努力の餘地があり、これ亦、昭和二十三年への大いなる期待でなければならない。

昭和二十三年への日本の期待が、講和會議にあることは言を待たない。國民的希望の新生と成果とが、輝かしくも、われらの前にあるのである。今や、國の一切が、そこに新しく盛り上らんとしつゝある。わが幼児教育も亦、必ずその大いなる盛り上りの一つでなければならない。